

『地方官界の変遷』

栗林貞一 著

世界社 [刊]

1930年 19cm/512頁 図書番号 OI-0246

明治維新後、幕府時代の官職が改められることとなり、1868（明治元）年閏4月、明治政府の政治組織を定めた法である政体書が制定された。地方については府、藩、県の三治制がとられ、政府の直轄地である府と県には中央から知府事、知県事が派遣された。

ついで1869（明治2）年6月、版籍奉還が実施され、藩は政府の行政区画としての藩となり、藩主は各領地の藩知事に任命された。

そして1871（明治4）年7月には廃藩置県が行われ、行政区画は府と県となった。このとき、府県の数はいくつあったが、徐々に整理統合され、1888（明治21）年12月には3府43県となった。また、1871年には最初の統一的な地方官制となる府県官制が定められ、府県には官吏である府知事、県令が配置された。その後、1886（明治19）年に定められた地方官官制で、府県の長官は一律に知事と称されることとなった。

本書は、前書に『明治維新以後現在に至るまでの地方官の更迭を緯とし、政局の推移変遷を経として、地方官界変遷の迹を究ね、近時政党化の叫ばれつつある彼等地方官をして『何がさうさせたか』を如実に描くと共に、其所に活躍せる人物の性行、経歴事績等を記して、一種の人事録たらしめんとしたのであります』とあるように、浜口雄幸民政党内閣（1929（昭和4）年7月2日成立）までの内閣の移り変わりの様と、それに伴って更迭される地方官、とりわけ知事達の出身・学歴・職歴・治績等が、あまり堅苦しきのない文章でつづられている。同時に、地方官会議の模様についても記述がある。第1回会議（1875（明治8）年）では、まず地方民会設置の可否と、さらに公選議員を用いるか否かが問題となった。穏健、急進緒論が闘わされたが、本会議では、区戸長をもって地方民会を設けることに決定した。第2回会議（1878（明治11）年）提出議案では、府県会規則についてが問題となった。その案は純然たる公選民会案であったために、討議に際しては議論百出したが、無事議了された。第3回会議（1880（明治13）年）では、府県会規則の改正案と、新たに区町村会規則案などが附議された。

明治初期の府知事、県令の多くは、幕末時代志士として活躍した経歴を持つ士族で、府知事、県令の在任期間は比較的長かったようである。明治後半以降は、政党の力が強まってゆくにつれ、政権が交代するごとに頻りに更迭がおこなわれるようになった。

例えば浜口内閣は、組閣直後の1929（昭和4）年7月5日に、異動総数67名にのぼる大更迭をおこなった。著者は、「政友組と民政組といふか、（略）内閣の変る毎に一方の組は職を離れ、一方の組は官に就くといふ自然の制度が、画然と定められ、地方官の政党化ますます熾烈となったことを痛感せしめた」と述べている。

巻末には、明治元年から1930（昭和5）年までの歴代地方長官が表にまとめられている。

著者栗林貞一は、1916（大正5）年朝日新聞社入社。内務省詰記者を経験し、『地方行政』等の雑誌にも記事を寄せたジャーナリストである。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）